

◆令和5年度 水質検査結果

企業団では、水質基準項目（下表）について定期的に検査を行っています。令和5年度に「北茂安浄水場」と「基山浄水場」から皆さまにお届けした水の検査結果（水質基準項目の年平均値）は下表のとおりで、全ての項目について基準を満たしています。

■令和5年度 北茂安浄水場及び基山浄水場の水質（基準項目年平均値）

検査項目	基準値	北茂安浄水場系統	基山浄水場系統
一般細菌	100 個/ml以下	0 個/ml	0 個/ml
大腸菌	検出しないこと	検出せず	検出せず
カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	0.0003 mg/l 未満	0.0003 mg/l 未満
水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	0.00005 mg/l 未満	0.00005 mg/l 未満
セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満
鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満
ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満
六価クロム化合物	0.02 mg/l以下	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満
亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	0.004 mg/l 未満	0.004 mg/l 未満
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	0.8 mg/l	0.7 mg/l
フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	0.09 mg/l	0.09 mg/l
ホウ素及びその化合物	1 mg/l以下	0.054 mg/l	0.060 mg/l
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	0.0002 mg/l 未満	0.0002 mg/l 未満
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	0.003 mg/l 未満	0.003 mg/l 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	0.004 mg/l 未満	0.004 mg/l 未満
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満
トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満
ベンゼン	0.01 mg/l以下	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満
塩素酸	0.6 mg/l以下	0.08 mg/l	0.10 mg/l
クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満
ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	0.004 mg/l	0.003 mg/l
トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	0.008 mg/l	0.005 mg/l
臭素酸	0.01 mg/l以下	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満
クロロホルム	0.06 mg/l以下	0.011 mg/l	0.006 mg/l
ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	0.006 mg/l	0.004 mg/l
ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	0.003 mg/l	0.002 mg/l
ブロモホルム	0.09 mg/l以下	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満
総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	0.020 mg/l	0.013 mg/l
ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	0.004 mg/l	0.001 mg/l
亜鉛及びその化合物	1 mg/l以下	0.005 mg/l 未満	0.005 mg/l 未満
アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	0.02 mg/l	0.01 mg/l
鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	0.03 mg/l 未満	0.03 mg/l 未満
銅及びその化合物	1 mg/l以下	0.01 mg/l 未満	0.01 mg/l 未満
ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	13.8 mg/l	13.3 mg/l
マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満
塩化物イオン	200 mg/l以下	15.1 mg/l	15.0 mg/l
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/l以下	48 mg/l	46 mg/l
蒸発残留物	500 mg/l以下	130 mg/l	135 mg/l
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	0.02 mg/l 未満	0.02 mg/l 未満
ジオスミン	0.00001 mg/l以下	0.000001 mg/l 未満	0.000001 mg/l 未満
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	0.000001 mg/l 未満	0.000001 mg/l 未満
非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	0.005 mg/l 未満	0.005 mg/l 未満
フェノール類	0.005 mg/l以下	0.0005 mg/l 未満	0.0005 mg/l 未満
有機物等（TOC）	3 mg/l以下	0.5 mg/l	0.4 mg/l
pH値	5.8～8.6	7.5	7.4
味	異常でないこと	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし
色度	5 度以下	0.5 度未満	0.5 度未満
濁度	2 度以下	0.1 度未満	0.1 度未満

【基準値】

水道法に定められたもので、水道水はこの条件を満たさなければなりません。

【1mg/l（単位）】

水1ℓの中に、物質が1mg（1gの1/1000）含まれる量です。おおまかには、家庭用の風呂（200ℓ）に食塩だったら軽くひとつまみ（0.2g）を溶かしたくらいの量です。

【分析値】

現行の検査方法で測定できる最小の値（定量下限値）に満たない数値は、定量下限値未満で表示します。

未満表示以外の数値で表示した物質でも、通常検出されるもので、全て水質基準を満たしています。



なお、企業団のホームページには、検査結果や項目の説明、令和6年度水質検査計画も併せて掲載していますのでご参照ください。